

浦安市脱炭素推進事業検討業務委託

公募型プロポーザル募集要項

令和8年4月28日

浦安市 環境部 環境保全課

1 事業の趣旨及び目的

本募集要項は、本市におけるゼロカーボンシティの実現を図るため、脱炭素推進事業業務委託(以下「業務」という)の優先契約候補者の選定を行うことを目的として実施する公募型プロポーザルの概要、審査手順等を示すものである。

2 概要

(1) 件名

浦安市脱炭素推進事業検討業務委託

(2) 業務概要

「浦安市脱炭素推進事業検討業務委託内容書」(以下「内容書」という。)のとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和10年3月31日

(4) 委託上限額

12,727,000円以内(消費税及び地方消費税を除く)

※年度別予算限度額 令和8年度 5,000,000円

令和9年度 7,727,000円

(5) 履行場所

浦安市猫実1丁目1番1号

(6) 事務局

浦安市 環境部 環境保全課

TEL:047-351-1111(代表) 内線17103

TEL:047-352-6481(直通)

FAX:047-381-7221

E-mail:kankyohozen@city.urayasu.lg.jp

3 参加資格要件

応募者は、次の要件を全て満たしていなければならない。なお、本プロポーザル期間中に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 浦安市入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、「委託」または「測量」に登録がある者。ただし、対象業務の特殊性などを考慮し、名簿に登録されていない者が参加することもできるものとする。※浦安市入札参加資格者名簿に登録されていないものが受託者に選定された場合、契約締結時まで資格申請すること。
- (3) 浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱の(平成 16 年7月 27 日制定)規定による停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。
- (5) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。
- (6) 法人税、法人市県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (7) 支払金額は前項(4)で定めた各年度における限度額内であること。

4 募集及び選定スケジュール

募集要項の公表	令和8年4月28日(火)
質問の締切	令和8年5月13日(水)正午
質問への回答	令和8年5月20日(水)
応募書類の提出期間	令和8年5月 21 日(木)から 令和8年5月28日(木)午後5時まで
(第1次審査)	
第1次審査結果の通知	令和8年6月4日(木)予定

提案書の提出期限 (第2次審査)	令和8年6月11日(木)午後5時
ヒアリングの実施	令和8年6月中旬予定
審査結果の公表	令和8年6月下旬予定
契約協議・契約の締結	令和8年7月中旬予定

5 応募手続

(1) 募集

浦安市ホームページに募集要項を掲載・公表して募集を行う。募集期間は、令和8年4月28日(火)から令和8年5月28日(木)午後5時までとする。

(2) 質問の受付と回答

ア 質問事項は、「浦安市脱炭素推進事業検討業務委託公募型プロポーザル応募様式集」の質問書(様式1)に必要事項を記入し、「2 概要、(6)」で示したメールアドレスにEメールで提出する。なお、質問の提出後、担当課に電話にて着信確認を行うものとする。

イ 質問の受付期間は、令和8年4月28日(火)から令和8年5月13日(水)正午までとする。

ウ 質問に対する回答は、令和8年5月20日(水)から浦安市ホームページで公表する。

(3) 応募書類の受付

応募者は、次のとおり応募書類を提出すること。なお、作成方法の詳細は別表1及び2に従うものとする。

ア 受付期間

令和8年5月21日(木)から令和8年5月28日(木)(土日祝日を除く)

イ 受付時間

午前9時から午後5時(正午～午後1時を除く)

ウ 提出先

浦安市環境部環境保全課

エ 提出方法

浦安市ホームページから提出書類を入手し、必要図書を整え、直接持参すること。

なお、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

オ 提出書類

別表1のとおり

全てA4サイズ(A3サイズの場合は、折込みとする。)とし、応募書類表紙(様式3)・背表紙(任意書式)をつけ左綴じとし(ファイル可)、書類名がわかるよう右端上部から順にインデックスを添付し、10部(正本1部、副本9部)提出すること。

なお、書類の提出後、明らかに参加資格要件を満たしていないと認められた事業者については失格とし、事務局において理由を明記した失格通知書を送付する。

6. 審査の手続き

(1) 浦安市脱炭素推進事業検討業務委託予定者選定委員会

受託予定者の選定は、別に定める「浦安市脱炭素推進事業検討業務委託予定者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)において行う。選定委員会は次の6名で構成する。

委員長 環境部長

副委員長 環境部次長

委員 環境保全課長

委員 企画政策課長

委員 商工観光課長

外部委員

(2) 第1次審査

提出された応募書類を審査し、第2次審査に進む応募者(5者以上)を選定する。選定委員会は、応募者が応募資格要件を満たしていることを確認した上で、別表1「第1次審

査の評価基準」に基づき応募書類を評価し、評価の高い5者以上を選定する。

なお、参加資格要件を満たす応募者が5者未満の場合は、応募者が応募要件を満たしていることの確認をもって審査を終了する。

また、参加資格要件を欠いている応募者は失格とする。

これ以降の手続は、第1次審査に合格した応募者のみを対象とする

(3) 提案書の受付

第1次審査に合格した応募者は、次のとおり提案書を提出するものとする。

ア 受付期間

令和8年6月4日(木)から令和8年6月11日(木)(土日祝日を除く)

イ 受付時間

午前9時から午後5時(正午～午後1時を除く)

ウ 提出先

浦安市環境部環境保全課

エ 提出方法

浦安市公式ホームページから提出書類を入手し、必要図書を整え、直接持参すること。なお、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

オ 提出書類

別表2のとおり

カ 提出部数

10部(正本1部、副本9部)

(4) 第2次審査

選定委員会は、提出された提案書及びヒアリング内容等について、別表2「第2次審査の評価基準」に基づき評価を行い、最高点を獲得した応募者(70%以上を獲得した者に限る)を業務の受託予定者として選定する。ただし、最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、見積書の価格が安価な応募者を受託予定者として選定する。

最高点を獲得した応募者が、選定後に参加要資格件を満たさないと認められた場合、

または提案書に明記された業務実施体制が著しく変わった場合等は、優先契約候補者としての資格を取り消し、次に評価の高い応募者を優先契約候補者とする。

(5) ヒアリングの実施

ア 実施日時等

令和8年6月中旬に実施予定。時間及び場所については、第1次審査に合格した応募者に通知する。

イ 出席者

責任者及び主担当者(業務の中心的役割を担う担当者)を含め4名以内とする。

ウ ヒアリング内容

提案書の内容に関する説明15分以内及び質疑応答15分以内の計30分程度とする。なお説明は、提出した提案書の記載内容を逸脱しない範囲とし、提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。説明は主担当者が主で行うこと。

7 提出書類の取り扱い

- (1) 応募者から提出された書類は、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合、不開示とする。ただし、優先契約候補者の選定後において、優先契約候補者の提出した書類について開示請求があったときは、浦安市情報公開条例第7条の規定により不開示情報以外の部分を開示するものとする。
- (2) 優先契約候補者にならなかった応募者の提出書類は、優先契約候補者の選定後、希望する場合は速やかに返却するものとする。
- (3) 応募者から提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することができるものとする。また、提出された書類(優先契約候補者が提出した書類を除く。)は、プロポーザル方式等により優先契約候補者を選定する以外の目的では使用しない。

別表1 応募書類の内容

大項目	項目	内容説明	様式等
	質問書	質問がある場合には、様式に従って記載してください。	様式 1
	参加申込書	様式に従って記載してください。	様式 2
	応募書類表紙	様式に従って記載してください。	様式 3
応募者の概要及び実績	①応募者(会社)の概要	経営方針、応募理由、本業務の運営方針を含んだ内容としてください。	自由 A4 2枚以内
	②応募者(会社)の業務実績一覧	過去3年以内における脱炭素関連の貴社の業務実績について様式に従って記載してください。	様式 4
業務体制及び主担当者実績	①業務体制	受託した場合の業務体制(支援体制、責任者・主担当者・補助スタッフの氏名、各々の業務範囲等)を様式に従って具体的に記載してください。	様式 5-1
	②主担当者の主要業務実績	様式に従って記載してください。	様式 5-2
	その他	(浦安市入札参加資格者名簿に登録されていない場合) 直近1か年の法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税、固定資産税の納税証明書を提出してください。	各1枚

別表2 提案書の内容

大項目	項目	内容説明	様式等
提案内容	①基本的視点	市が脱炭素化を進める社会的な背景及び市の現状と課題を整理したうえで、市が市民・事業者を対象とした施策を実施する必要性と期待される効果を簡潔にまとめてください。	自由 A4 1枚以内
	②市民向け支援に関する提案	市民(住宅)の脱炭素化をさらに加速させるため、現在、市が実施している浦安市脱炭素化促進事業補助金の拡充内容及びそれによって期待される効果について提案してください。	自由 A4 1枚以内
	③事業者向け支援に関する提案	先行して脱炭素化に向けた支援を行う事業者(脱炭素モデル事業者)の業種や支援内容(市からの財政的支援を除く)について提案してください。	自由 A4 1枚以内
	④(仮称)浦安市地域脱炭素プラットフォームに関する提案	「(仮称)浦安市地域脱炭素プラットフォーム」の構成者や市民・事業者への支援内容及びプラットフォームの運営体制、市の役割について具体的に提案してください。	自由 A4 2枚以内
	⑤創造提案	脱炭素化と同時に市の課題解決となる視点や創造的な取り組みを提案してください。	自由 A4 1枚以内
	業務工程書	内容書記載の業務項目ごとに、令和8年度及び令和9年度の業務スケジュールを提示してください。	自由
	業務費調書	令和8年度及び令和9年度の各見積書を提出してください。	自由

別表3 第1次審査の評価基準

評価項目	評価内容	配点
応募者の実績	応募者の業務実績を評価する。特に、地域における脱炭素化の推進に関する支援業務実績を評価する。	15点
主担当者の実績	主担当者の実績を評価する。特に、地域脱炭素化に関する事業企画、自治体への事業支援の実績を評価する。	15点
取り組みの姿勢	応募理由が明確であり、かつ、応募者の取り組みに関する姿勢、方針、熱意等を評価する。	20点
合 計		50点

別表4 第2次審査の評価基準

評価項目	評価内容	配点
地域理解度	提案内容が、本市の特徴や地域特性にもとづき作成されたものであるかを、次の5段階で評価する。 ①高い (20) ②やや高い (15) ③普通 (10) ④やや低い (5) ⑤低い (0)	20点
期待できる効果	提案内容が、本市の脱炭素化を進めるうえで、効果が見込めるものであるかを、次の5段階で評価する。 ①期待できる (15) ②やや期待できる (12) ③普通 (8) ④やや期待できる (4) ⑤期待できない (0)	15点
専門性	提案内容が、地球温暖化対策等の専門的な知見をもとに作成されているかを、次の5段階で評価する。 ①高い (15) ②やや高い (12) ③普通 (8) ④やや低い (4) ⑤低い (0)	15点
実現可能性	業務内容やスケジュールの実現可能性について、次の5段階で評価する。 ①高い (15) ②やや高い (12) ③普通 (8) ④やや低い (4) ⑤低い (0)	15点
専門員の資質	主任専門員が、本業務委託において効果的に業務を遂行することが期待できるかを、次の5段階で評価する。 ①期待できる (10) ②やや期待できる (8) ③普通 (5) ④やや期待できる (3) ⑤期待できない (0)	10点
取り組み意欲	提案に関する説明の明確さや、業務に対する取り組み意欲について、次の5段階で評価する。 ①高い (10) ②やや高い (8) ③普通 (5) ④やや低い (3) ⑤低い (0)	10点
質疑対応能力	質疑応答は迅速かつ明快であったかを次の3段階で評価する。 ①高い (5) ②普通 (3) ③低い (0)	5点
実施体制の適格性	業務内容に対して業務の実施体制が適切であるかを次の3段階で評価する。 ①適切である (5) ②普通 (3) ③適切でない (0)	5点

金額	<p>令和8年度及び令和9年度の各見積書の合計金額について、相対的に評価する。(各年度の委託上限額を上回る金額の提案があった場合は、失格とする。)</p> <p>評価は以下の計算式で配点を行う。 (応募者のうち、最も安価な金額)/(応募者の金額)×配点(5) ※小数点第1位を四捨五入</p>	5点
合 計		100点

浦安市脱炭素推進事業検討業務内容書

1 業務概要

浦安市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における令和12年度までの温室効果ガス排出削減目標値（基準年度（平成25年度）比30%削減）の達成するため、市民向け支援事業の検討及び、市内でモデルとなる事業者に対して脱炭素化支援を提案・実施する。

これらの検討・実施結果をもとに、地域ぐるみで脱炭素化を推進する体制として「（仮称）浦安市地域脱炭素推進プラットフォーム」の設置に向けた検討及び支援を行う。

2 業務内容

(1) 令和8年度業務

プラットフォームの設置に向けた各種調査、分析等を行う。

① 市民向け支援事業の実施に向けた調査・分析

住宅の脱炭素化及び価値向上を図ることを目的として、現在本市が実施している「浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金」の拡充及び他の市民向け支援策について各種調査・分析を行う。

- ア 住宅の省エネ改修（特に窓の断熱改修）を進めるにあたり、不動産事業者、マンションの管理組合、改修工事を実施する施工事業者等の関係者の現況及び意向調査を実施し、その分析を行う。
- イ 国の補助事業や先進自治体の事業内容を調査し、まとめる。
- ウ 住宅の省エネ改修以外で有効な市民向け支援事業について検討する。

② 脱炭素モデル事業者への提案・取組支援

事業者の脱炭素化を推進するにあたり、先行してモデルとなる事業者（脱炭素モデル事業者）に対して、温室効果ガス削減に向けた取組支援を行う。

- ア 異なる業種や事業場（工場・事務所等）で、脱炭素モデルとなる事業者（5者程度）を選定し、事業者の脱炭素化の支援を行う専門的な人材（脱炭素アドバイザー）の派遣等により、脱炭素モデル事業者の温室効果ガス排出量の算出や省エネ等の脱炭素化施策の提案及び取り組みを支援する。
- イ 事業者が省エネや再エネ活用等によって脱炭素化を進めるにあたり、活用可能な県や国等の補助事業や先行事例を調査し、まとめる。

(2) 令和9年度業務

令和8年度の業務結果をもとに、市民・事業者の脱炭素支援策をまとめ、プラットフォームの設置に向けた検討及び設置支援を行う。

① 市民向け支援事業の検討・作成

令和8年度に実施した各種調査の分析結果をもとに、本市の実情に合った有効な市民向け支援事業について検討を行い、令和10年度予算編成時期（8月末）までに事業の制度設計を行う。

② 事務者向け脱炭素モデルの検討・作成

令和8年度に実施した脱炭素モデル事業者への支援結果について、効果及び課題点を整理して先行事例としてまとめ、他の事業者に水平展開できるように事業者向け脱炭素支援のモデル化を図り、事業者の脱炭素化支援フローを作成する。

③ 「(仮称)浦安市地域脱炭素推進プラットフォーム」の設置検討・支援

ア プラットフォームの位置づけや役割、参画方法など、プラットフォームの設置及び運営にあたって必要な内容について検討する。

イ プラットフォームへの参画を促す企業や金融機関、団体等を調査し、市からの働きかけを支援する。

ウ プラットフォームの特設 Web ページを作成する。

エ プラットフォームの立ち上げを広く周知するため、キックオフイベントの企画及び運営支援を行う。

※プラットフォームについて

脱炭素化支援策のノウハウ等を有する事業者や団体、金融機関等が会員となり、主に中小企業や市民の取り組みを支援することで、本市における脱炭素化を推進する体制。

(3) 報告書の作成

本業務の成果品として以下のとおり、令和8年度業務完了後に中間報告書、令和9年度業務完了後に本業務全体に関する業務報告書を作成する。

- ① 中間報告書（令和8年度）/業務報告書（令和9年度）：A4版（リングファイル等に綴じ込むこと）5部
- ② 報告書概要版：A4版 10部（令和9年度のみ）
- ③ 上記電子データ（CD-R 又は DVD-R）1部

(4) 打合せ協議

本業務を遂行するにあたり、必要に応じて対面又は Web 会議等により打合せ協議を実施し、打合せ記録簿を作成する。